



第23号様式の2（第21条の2関係）

3 武都ま第540号  
令和4年3月4日

株式会社レーサム

代表取締役 小町剛 殿

武藏野市長 松下玲

(大規模開発基本構想—開発基本計画)に対する市長意見書

武藏野市まちづくり条例（以下「条例」という。）(第38条第1項・第44条第1項)の規定により、(大規模開発基本構想—開発基本計画)に対し、次とおり意見を提示します。なお、この意見の提示に係る書類を条例(第38条第2項・第44条第2項)の規定により公衆の縦覧に供します。

開発事業の名称	(仮称) 吉祥寺本町一丁目PJ	
開発区域 の場所	地名地番 住居表示	武藏野市吉祥寺本町1丁目2103番7及び3 武藏野市吉祥寺本町1丁目18番以下未定
開発区域の面積	435.13平方メートル	
意見の内容	<p>本計画地は、環境浄化の継続的な取組みが進行中の地区に位置するものである。本計画地は、令和3年8月17日付で市と開発事業者との間において確認書を締結し、市が売払いした土地が含まれている。同確認書第4条第1項第1号から同項第3号までには遵守事項として、地区の発展に寄与する事業展開を行うこと、魅力的な空間創出に寄与すること等が明記されている。</p> <p>また、市有地の売払い等に関する協議の開始にあたっては、令和3年4月8日付で市と開発事業者との間において基本合意書を締結し、その第1条において、開発事業者は魅力的なまちの創出に寄与する取り組みを目指すこととしている。</p> <p>本開発事業における、武藏野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例第8条第1項に規定する自転車等駐車場の設置については、地区の状況及び上記経過を踏まえ協議を重ねてきたところである。</p> <p>以上を踏まえ、下記事項について特段の配慮をお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>武藏野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例第8条第1項に規定する自転車等駐車場の設置については、本計画地が吉祥寺東部地区の入口部に位置することを踏まえ、歩行者の歩行環境及び回遊性の向上に資するよう努めること。</li> </ul>	
備考		